

平成22年9月1日

【照会先】

年金給付部長 海老原 太
(電話直通 03-6892-0769)
システム開発部長 江藤 友保
(電話直通 03-5344-1196)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者各位

時効特例給付金の支払い誤りについて

<1> 概要

在職中であるため停止された年金を、誤って時効特例給付の算定の基礎としたため、平成19年7月以降にお支払いした時効特例給付を一部過大に支払っていたことが判明しました。

<2> 原因

年金記録を訂正して過去に遡って年金額の再計算(再裁定処理)を行った際における、在職による年金支給停止額を判別するシステム上の不具合が原因。(平成19年7月の時効特例法施行に伴い実施した影響調査の漏れ。)

<3> 件数および影響

○ 過払いとなっている方 : 83名

平成19年度	: 9名
平成20年度	: 54名
平成21年度	: 16名
平成22年度	: 4名

○ 過払い額計 : 39,857,179 円 (最大:4,164,633 円、最小:11,247 円)

<4> 対応

1. 過払いが判明した方には、お詫びをするとともに、誤ってお支払いした額の返納をお願いします。
2. 今後、事故防止策として、確認作業等を更に徹底していくこととします。